

# 伊勢地区在宅医療・介護連携支援ネットワーク「つながり」利用規約

## 目次

### 第1章 総則

### 第2章 利用に関する事柄等

### 第3章 サービス内容

### 第4章 つながりの運用

### 第5章 補則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 本規約は、伊勢地区在宅医療・介護連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）が設置する伊勢地区在宅医療・介護連携ネットワーク「つながりネットワーク」（以下「つながりネットワーク」という。）の利用に関し、必要な事項を定めることにより、つながりネットワークを適正かつ円滑に運営することを目的とする。

##### (定義)

第2条 本規約において「つながりネットワーク」とは、伊勢地区（伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町。以下同じ。）で医療や介護等を受ける在宅療養者のプライバシー保護を厳重に図りながら、第7条で定義するシステム利用者（以下、第5条において同様）が受け持つ医療介護サービス提供者の情報の一部を参加機関を結ぶネットワークで共有し、日々の医療介護ケア等から得られた多くの情報をもとに多職種連携を図ることで、地域包括ケアシステムの目的達成に向けて設置及び運用するものをいう。

##### (サービス内容)

第3条 つながりネットワークは、次のサービスを提供する。

- (1) つながりネットワークを利用する参加機関相互間で、サイボウズ株式会社（以下「契約事業者」という。）が提供するk i n t o n eを用いて、参加医療介護関係者間の医療介護連携に必要な利用者情報を共有する地域包括ケアシステムサービス
- (2) つながりネットワークの参加機関の情報等及びつながりネットワークの利用者に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他第1条の目的を達成するための必要なサービス

(サービスの設置)

第4条 前条に定めるサービスの設置は推進協議会（以下、サービス設置者としての推進協議会を「サービス設置者」という。）が、運営管理は伊勢地区在宅医療介護連携支援センターつながり（以下「連携支援センターつながり」という。）が行う。

2 つながりネットワークのシステムの運営管理に必要な協議その他システムの運用に関する諮問機関は、推進協議会とする。

(システムの運営管理)

第5条 連携支援センターつながりは、つながりネットワークのシステムの運営管理を行うものとする（以下、システムの運営管理者としての連携支援センターつながりを「システム運営管理者」という。）。

2 システムの運営管理者は、レコードの閲覧権限を有するものとする。

3 つながりネットワークの利用に際しては、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）に基づき、システム利用者及びシステム利用者が属する医療介護事業所が以下の「管理体制」を整えて、運用管理を行うものとする。

(1) システム管理者、機器管理者、運用責任者、安全管理者、個人情報保護責任者等の配置

(2) マニュアル・契約書等の文書の管理体制

(3) 連携情報に関する苦情・質問の受付体制

(4) 事故発生時の対策及び責任体制

(5) システム利用者の属する医療介護事業所はシステム利用時における教育・訓練等の周知体制

(情報共有の対象者)

第6条 つながりネットワークを利用して情報を共有する対象者は、伊勢地区に住所を有する医療機関及び介護事業所等に勤務する専門職又は推進協議会が認めた者とする。

## 第2章 利用に関する事柄等

(利用医療介護期間専門職)

第7条 つながりネットワークを利用することができる医療介護機関の専門職は、次に掲げる機関に属する医療介護関係者のほか、サービス設置者、システム運営管理

者で認められた医療介護関係者等とする。

- (1) 病院
- (2) 医科診療所
- (3) 歯科診療所
- (4) 薬局
- (5) 居宅介護支援事業所
- (6) 訪問介護事業所
- (7) 訪問入浴事業所
- (8) 通所介護事業所
- (9) 通所リハビリテーション事業所
- (10) 訪問リハビリテーション事業所
- (11) 訪問看護事業所
- (12) 短期入所生活介護事業所
- (13) 福祉用具貸与・購入事業所
- (14) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (15) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (16) 特定施設入居者生活介護事業所
- (17) 介護老人福祉施設
- (18) 介護老人保健施設
- (19) サービス付き高齢者住宅
- (20) 有料老人ホーム
- (21) ケアハウス
- (22) 地域包括支援センター
- (23) 行政
- (24) サービス設置者が認める事業所
- (25) その他前各号に掲げる機関に所属する各専門職等  
(システム利用者)

第8条 つながりネットワークを利用することができる者は、前条各号に該当する医療介護専門職等、専用のログイン名（以下「ログイン名」という。）を取得し、パスワードを設定した者（以下「システム利用者」という。）とする。

2 システム利用者は、つながりネットワークの利用に関してすべての責務を負う。  
(利用登録申請及びシステム利用者の設定)

第9条 システム利用者は、ポータルサイトから利用登録申請を行う。

2 システム利用者は、自らの責任のもと、ガイドラインに則ってパスワード（英数字及び記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列とする。）を設定し、設定したパスワードを自らの責任で管理するものとする。

3 システム利用者は、システムの利用その他本規約に基づく権利、義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、名義変更し、又は担保に供してはならない。  
(利用環境の整備)

第10条 システム利用者は、つながりネットワークを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器、接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。  
(登録内容の変更等)

第11条 システム利用者は、人事異動、退職その他の状況変化により、申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更等を行わなければならない。  
(利用登録の廃止)

第12条 システム利用者がつながりネットワークを利用しなくなった場合は、システム運営管理者に対して利用廃止申請を行う。システム運営管理者は、申請に基づいて必要な廃止手続を行う。  
(システム利用者のログイン名及びパスワードの再発行)

第13条 システム利用者は、自己のログイン名又はパスワードが不明となった場合は、速やかにシステム運営管理者にその旨を連絡しなければならない。

2 システム利用者は、前項の連絡の後、自らの責任において、新規にログイン名及びパスワードをシステム利用者が取得し、新規ユーザーとしてシステムを利用することができる。  
(利用上の注意)

第14条 システム利用者は、本規約に定める事項に従い、つながりネットワークを利用するものとする。

2 システム利用者がつながりネットワークを利用した場合は、本規約に同意したも

のとみなす。

(利用に関する問い合わせ)

第15条 システム利用者は、つながりネットワークの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、システム運営管理者に問い合わせることができる。

### 第3章 サービス内容

(連携方法)

第16条 システム利用者がつながりネットワークによって共有した情報は、クラウドストレージ領域に保管され、アクセス許可のあるシステム利用者のみ内容にアクセスすることができる。

2 システム利用者は、システム利用者ごとに配布しているログイン名及びパスワードによりつながりネットワークのシステムにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(共有する情報の取扱い)

第17条 つながりネットワークが取り扱う情報の内容について、サービス設置者、システム運営管理者及び契約事業者は、その完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

### 第4章 つながりネットワークの運用

(ログイン名及びパスワードの管理運用)

第18条 システム利用者は、自ら登録したログイン名及びパスワードの使用及び管理については一切の責任を持つものとし、自己のログイン名及びパスワードによりつながりネットワーク上でなされた一切の行為及びその結果については、システム利用者がその責任を負うものとする。特に、ログイン名及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として連携情報データが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、システム利用者は細心の注意をもって管理しなければならない。

(機密保持の責任及び法令遵守)

第19条 システム利用者は、ヒューマンエラー、ログイン名又はパスワードの窃盗、詐欺、紛失、システムの誤使用等を回避するため、機密保持の責任を負うものとする。

2 システム利用者は、つながりネットワークの利用申請と同時に、つながりネットワークで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

3 システム利用者は、つながりネットワークで取り扱う情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

（セキュリティ事故及び欠陥に対する報告）

第20条 システム利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図ったりせず、速やかにシステム運営管理者に報告を行い、その指示を仰ぐものとする。

2 システム運営管理者は、前項の報告を受けた場合は、必要に応じてサービス設置者に報告後、推進協議会に対し、臨時の会議の開催を依頼し、事故等の解決に向けた対策を検討するものとする。

（システム利用者意識の高揚）

第21条 システム利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、机上の整理整頓及び不在時の端末オフを行うとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、外部記憶媒体からの入力、電子メールの操作等について、細心の注意を払わなければならない。

（正式な手続のソフトウェアの使用）

第22条 つながりネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、システム利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するものとする。

（コンピューターウイルス対策）

第23条 システム利用者は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。また、その維持管理についてはシステム利用者が責任をもって実施するものとする。

（移動可能な媒体の取扱い）

第24条 システム利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（磁気テープ、カセット、CD、DVD、大容量フラッシュメモリ、印刷された用紙など）については、システム利用者が所属する医療介護機関等で一定の取り決めをし、利用、保管及び廃棄を行うものとする。

2 前項に規定する取扱いの結果として、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生したとしても、サービス設置者及びシステム運営管理者は、一切の責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第25条 システム運営管理者は、つながりネットワークのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合、システム運営管理者は、システム利用者へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第26条 システム運営管理者は、ログイン名及びパスワードの漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該システム利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、システム運営管理者が当該ログイン名の使用を一時停止することができる。

3 前2項により当該システム利用者に損害が発生した場合、サービス設置者、システム運営管理者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

4 システム運営管理者は、第1項又は第2項の使用停止をした場合は、必要に応じて推進協議会に報告するものとする。

(データ保管容量管理)

第27条 つながりネットワークのシステム内に保管されている情報については、システム運営管理者がシステム容量残容量を定期的に管理確認し、残容量減少時にはデータ削除作業を行うものとする。

(クラウドメンテナンスに伴うサービス停止)

第28条 システム運営管理者と契約事業者は、サービスの品質維持、ソフトウェア・機器の拡張・保守・保全の目的のため、メンテナンスを行う必要が生じた場合、つながりネットワークのすべて又は一部のサービスを停止することができるものとする。

2 システム運営管理者及び契約事業者は、前項の内容をあらかじめポータルサイトにより利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第29条 システム運営管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合については、システム利用者に事前に通知することなく、一時的につながらりネットワークのサービスを停止することができるものとする。

- (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
- (2) 火災、停電等により、システムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天災又は不慮の事故によりシステムの運用が不可能になった場合
- (4) その他システムの運用面又は技術面等の問題により、システム運営管理者及び契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、システム運営管理者又は契約事業者が一時的につながらりネットワークのサービスを停止できる。この場合、システム運営管理者又は契約事業者は、停止後速やかにサービス設置者に報告しなければならない。

3 前2項によりシステム利用者に損害が発生した場合、サービス設置者、システム運営管理者及び契約事業者はいかなる責任も負わない。

4 システム運営管理者は、第1項又は第2項の一時停止をした場合は、必要に応じて推進協議会に報告するものとする。

(サービスの中止)

第30条 サービス設置者及びシステム運営管理者は、システム利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、つながらりネットワークのサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第31条 システム利用者は、つながらりネットワークの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
- (3) 他のシステム利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
- (4) 他のシステム利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
- (5) 他のシステム利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
- (6) 本規約及び法令に違反すること。



- (7) 登録申請時に虚偽の申請を行うこと。
  - (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
  - (9) ログイン名又はパスワードを不正に使用させること。
  - (10) つながりネットワークの運営を妨害すること。
  - (11) つながりネットワークを目的外に利用すること。
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、システム管理運営者が不適切と判断する行為を行うこと。
- 2 システム利用者が前項各号のいずれかに該当する場合又はサービス設置者及びシステム管理運営者がシステム利用者として不適当と判断した場合は、システム運営管理者は、当該システム利用者に事前に通知又は催告することなく、システム利用者としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、システム運営管理者がシステム利用者としての資格を停止できる。この場合、システム運営管理者は、停止後速やかに契約事業者に報告しなければならない。
- 4 システム利用者が第1項各号のいずれかに該当することでサービス設置者、システム運営管理者又は契約事業者が損害を被った場合、システム利用者に対し被った損害の賠償を請求することができるものとする。

## 第5章 補則

### (規約の変更等)

- 第32条 システム運営管理者は、推進協議会に諮問した上で、システム利用者の了承を得ることなく、本規約の変更並びに諸規程の制定及び改廃を行うことができるものとする。
- 2 前項の場合において、サービス設置者及びシステム運営管理者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合、システム運営管理者は、システム利用者へ変更した旨をポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。
- 4 前項の周知後にシステム利用者がつながりネットワークを利用した場合は、第1項の変更等に同意したものとみなす。

附 則

本規約は、令和5年8月1日から施行する。